

## 令和8年度 春日井市立南城中学校 部活動活動方針

## 校訓「質実 剛健 進取」

## 1 学校教育目標 一人一人が輝く学校

目指す生徒像 輝く生徒(子どもの主体性を育てる)

- (1) 命を大切に、自身の心と体を鍛え、困難に負けず粘り強く生きる生徒の育成
- (2) けじめがあり、他を思いやる心のあふれ、明るく爽やかで心豊かな生徒の育成
- (3) 自ら学び、深く考え、主体的に行動し事故の可能性を伸ばす生徒の育成

## 2 活動方針について

- (1) 部活動は希望参加とする。ただし、部活動への入退部等の手続きは「入部届」等で行う。
- (2) 顧問は、生徒の個性や特性を把握し、無理のない範囲で部活動を運営する。
- (3) 必要に応じて部活動部会及び顧問会等を開催し、部活動指導の在り方を検討する。
- (4) 感染症対策として、市教委の示す活動の目安(期日・時間・活動内容など)を守り活動する。
- (5) 生徒の健康・安全や教職員の働き方改革の実現に向け、県教委・市教委と連携した取組を試行しながら活動を実施する。

## 3 部活動について

## (1) 部活動の設置について

	部活動名		部活動名		部活動名		部活動名
1	軟式野球	6	バスケットボール女子	11	陸上	16	家庭
2	サッカー	7	バレーボール女子	12	吹奏楽	17	合唱
3	ソフトテニス男子	8	バドミントン	13	美術	18	演劇
4	ソフトテニス女子	9	剣道	14	パソコン		
5	バスケットボール男子	10	卓球	15	囲碁・将棋		

## (2) 活動時間について

- ア 活動時間は、平日の授業後2時間程度まで、週休日・長期休業中は3時間程度までとする。ただし、最終下校時刻を厳守する。
- イ 顧問は最終下校時刻20分前の音楽を目安に片づけを始め、最終下校時刻には校門を通過させるように指導する。
- ウ 朝練習は行わない。

## (3) 休養日について

- ア 週の平日2日を休養日とする。
- イ 長期休業中は、連続1週間程度のオフシーズンを設ける。
- ウ 顧問は月活動予定を作成し、生徒を通して家庭に周知する。また、校長及び部活動担当に提出する。

## (4) 対外的な活動(対外試合・発表会など)について

- ア 対外的な活動は、部員の体力や技能、健康状態など部の状況を十分考慮して設定する。
- イ 対外的な活動は、移動や活動場所などの健康・安全対策を講じた上で事前に校長の許可を得て実施する。

## 4 部活動運営の留意事項

## (1) 健康安全への配慮について

- ア 活動の前後に健康観察を行い、生徒の体調を考慮して活動させる。
- イ 活動中の生徒の様子に気を配り、体調不良や負傷の際は適切に対処する。
- ウ 習熟度や、年齢差等を考慮した効果的な練習方法を考え、指導する。

(2) 事故防止及び事故対応について

- ア 教員もしくは部活動指導員の指導の下、活動を始めさせる。
- イ 健康観察及び準備運動などを十分行うとともに、事故・疾病が発生した場合は、応援を依頼し、顧問が適切な処置を行う。
- ウ 所定の場所（運動場・体育館・武道場）で行い、危険防止のため、廊下（渡り廊下を含む）や階段では行わせない。雨天時は、教室や特別教室、体育館等を使用してもよいが、顧問が責任をもって監督し、安全面に留意すること。

(3) 夏季の活動及び夏季休業中の活動時の健康安全への配慮

- ア 顧問は暑さ指数に常に気を配り、生徒の健康状態に合わせ、適切な活動内容を適切な活動場所で行う。ただし、暑さ指数が31度を超えたときは、冷房の効いていない場所での運動を休止する。下校中に熱中症にならないよう、暑さ指数が下がるまで冷房の効いた教室等でミーティング又は学習活動等を行う。
- イ 水分補給及び休憩については、当日の暑さや湿度などを十分考慮して適切に指導する。
- ウ 緊急対応のため、長期休業中は、顧問・部活動指導員又は教職員2名体制を原則として活動させる。

(4) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

- ア 生徒への指導において、人間性や人格を否定するような発言や行為はしてはならない。
- イ 体罰は学校教育法第11条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

(5) 部活動費について

- ア 活動上必要があれば各部活動ごとに徴収する。
- イ 部活動費を徴収した場合は、顧問は会計処理を適切に行い、定期的に保護者に会計報告を行うとともに、校務主任等に会計監査を依頼する。
- ウ 練習試合等の移動に係る交通費など、その都度必要な経費については、保護者への連絡を文書等で行い、個別に徴収する。

(6) その他

- ア 決められた場所で活動する。また、自分の荷物や部の備品等は丁寧に扱い、整理整頓する。
- イ 出張や休暇のため顧問及び教職員が指導できない場合は、部活動を休みとし下校させる。

5 入部・進級継続・転部・退部について

(1) 入部（体験入部・仮入部）・進級継続

- ア 新入生及び転入生には体験入部及び仮入部期間を定める。
- イ 体験入部期間は複数の部活動を体験させる。
- ウ その後、入部届を顧問又は担任に提出し、本入部とする。
- エ 2・3年生は、進級したのちも部活動を継続する場合は、登録用紙を顧問又は担任に提出する。

(3) 転部・退部

- ア 本人及び保護者から転部・退部の申し出があった場合は、担任を通じて退部届・入部届を部活動担当へ提出する。
- イ 部の改廃を伴う場合の転部・退部の場合も本人の意思を尊重し対処する。その後、退部届・入部届を部活動担当へ提出する。